

## 平成25年度第2回亀岡市個人情報保護審議会（2月19日開催）

### 議事録

（事務局）

ただいまから亀岡市情報公開個人情報保護審議会を開催いたします。  
委員の皆様にはご多用のところご出席をいただきありがとうございます。  
はじめに会長からご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

（会長）

年度末ご多用の中ご出席いただきありがとうございます。

亀岡市の予算案、前年度比6%増の積極予算が発表されました。他の自治体も増えているようです。主な内容として駅北の土地開発整備、大規模スタジアム関連があがっているようです。そのような中、本審議会では、秋以降にマイナンバー制度の施行に伴ってご審議いただくことになろうかと思えます。本日はいくつかご協議いただく案件、報告事項が揃いましたので、ご議論をいただきますようお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございます。本日の会議は、藤岡委員、法貴委員、楠委員、板倉委員の4名御欠席です。本日は委員9名中5名の出席ということになり、過半数の出席があるので会議は成立するというところでよろしく願いいたします。

本日の会議は原則公開となっています。傍聴者はございませんが、後日、議論の要旨をホームページや1階の情報コーナーで公開する予定をしておりますのでご了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、次第に基づき議事に移らせていただきます。以降の進行については、審議会条例の規定に基づき会長をお願いいたします。

（会長）

それでは、協議事項をそれぞれ担当課から説明していただきます。

協議事項（1）は、弁護士法23条の2に基づき、弁護士会から弁護士が扱っている案件に関して情報提供を求められており、どういうことがたずねられているか、担当課がどういう対応をしたのか、説明をお願いします。

（事務局）

情報公開・個人情報保護事務の手引き100ページ、目的外利用の制限の

10条では、法令の規定に基づき外部提供可能となっておりますが、照会内容が市営住宅入居者の勤務先等の場合、回答する必要があるのか、ここで皆様のご意見を頂戴したいと思います。

(担当課)

簡単な経過を説明いたします。平成25年11月5日に京都弁護士会長から弁護士法23条の2に基づく照会文書を受理いたしました。それに対し、11月15日、亀岡市から弁護士会長に対して、私人である入居者の利益を犠牲する部分が多いため回答に応じることができないという理由を付けて回答しました。それに対して、11月26日、弁護士会長から申し入れを受理しました。23条の2について、正当な理由のない回答拒否は違法行為だとして改めて回答を求める要請を受けました。これに対し1月6日、市から弁護士会長へ改めて回答を控える旨の回答をしました。これに対し1月17日付けで、京都弁護士会長から再度申し入れ書を受理しました。そこで、回答の是非についてご審議をお願いいたします。

(会長)

話せる範囲内で、弁護士が抱えている事案について説明してください。

(担当課)

照会内容は、市営住宅入居者の代金未払いの請求事件について、債権者の代理人の弁護士が訴訟の結果勝訴され、債務者となった市営住宅入居者の給与の差し押さえをすることとなり、勤務先を把握していると思われる市に勤務先の照会を受けたものです。

(会長)

弁護士法23条の2の照会請求は、市以外でも金融機関等にもこれで照会するという正当なものです。乱用しないよう、弁護士は弁護士会に申立て、弁護士会が審査をした上で弁護士会名で照会がくることになっています。日弁連のホームページで、本人同意を必要としない情報提供例として、法令に基づく場合というのが掲載されています。この法令に基づく場合の例では、振り込め詐欺に関し弁護士会から照会があった場合があがっています。第三者請求の正当性、合理性が認められる場合に情報提供するもので、個人の紛争の債権回収のために市の持つセンシティブな情報を提供する必要も合理性もないと考えます。拒否したことに対して、不服申し立てをされると審査会にあがってくる可能性はあります。市が目的外に情報を出す場合には審議会でも議論する必要があります。

りますが、今回は情報提供しないと言っているので、出さないのであれば審議会でおすみつきを与えるということもないですね。

(委員)

市の対応は妥当だと思います。弁護士が自分で調べたらいいところを、人に頼んでいるという印象しか受けません。

(会長)

入居に関しては家賃も払っており、市としては何のトラブルもないそうなので、債権回収のために行政情報を活用するのはおかしいと思います。

(委員)

弁護士会では調べられないのですか。

(会長)

弁護士会ではなく依頼人の弁護士が調べるしかないですが、それは市の関知することではないです。

(委員)

弁護士は、市営住宅入居者の住所は把握しているのでしょうか。

(担当課)

裁判しているので知っています。

(会長)

判決が確定しているのに支払わないというのであれば、法に基づき申立てをすべきですね。弁護士とのやり取りはどのようにしているのですか。

(担当課)

すべて文書でのやり取りで、電話等は一切ございません。

(会長)

1月17日付けの申立てについてはまだ回答していないのですか。

(担当課)

まだ回答していません。

(委員)

審議会としては、市の対応を支持するというにしておいてはどうでしょうか。

(会長)

法令に基づくものについては本人同意が必要でないというだけであって、情報提供をするにあたってはその必要性、合理性を審議する必要があります。市の判断で外部に提供する必要はないと考えることは妥当な結論でしょう。

(委員)

入居者の中に〇〇という名前の方が入居しているかと聞かれたら回答するのですか。

(担当課)

回答しないと思います。

(委員)

氏名を答えなければ勤務先も教えないのが当然でしょう。

(担当課)

市は市営住宅入居料を算定するために収入額の情報が必要ですが、勤務先は必ず持っているという情報ではありません。

(会長)

本件では情報提供は認められないと思います。公益ではなく私益であり、個人的な紛争解決、利益追求のために提供すると、市が訴えられる危険性すらあります。再度拒否の回答でいいと思いますが、ご意見はございませんか。

(委員)

ありません。

(担当課)

ありがとうございました。

(会長)

次に協議事項(2)の消費税増税に伴い政府が給付する臨時給付金と、京都府がそれに上乗せする商品券の支給に関して、それに伴い市が情報提供すると

いう案件です。行政同士の問題であり、まさしく法に基づくものなので問題ないかと思いますが、説明をお願いします。

(事務局)

今回は、課税・非課税など税情報も求められるので、提供が妥当かどうかをご審議いただきたいものです。

子育て世帯臨時給付金についての所管は子育て支援課ですが、これも一体的に地域福祉課から説明いたします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

申請しなければもらえないのですね。対象になるかとの問い合わせがきても、本人かどうかわからないのではないですか。対象は何人で、事務経費はいくらかかるのですか。

(担当課)

総勢2万人くらいを想定しており、その中でも加算がある方は、半分の1万人くらいを想定しています。

事務費用は、国から2,400万円～2,900万円、100%の事務費がかかることになっています。

本件について、税情報を使っていいという法改正がされれば市から対象者にお知らせすることができるのですが、今回は法改正されないので、申請していただくしかありません。国会で決まったことなのでやるしかない状況です。

短期的で各課にまたがる業務であり、100%の事務費と国は言っていますが、実際はマイナス50%ではないでしょうか。市民税が課税されていない方という書き方をされていますが、税金の申告をしなければ課税されません。

消費税アップの影響が1年間に6,000円という試算が出ていることから、今年4月から来年9月までの1年半分9,000円をまとめて1万円という説明がされています。

(会長)

来年の消費税10%はもうないのですか。

(担当課)

今のところ未定です。

(会長)

それでは次に、報告事項（１）の避難行動要支援者情報の提供について、説明をお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

市で作成した手上げ方式の名簿は、国の要件を満たしていないのですね。名簿の避難支援関係者への提供について審議会で審議する時期はいつになる予定ですか。

(担当課)

想定では3,000人くらいですが、全体像が見えた段階でスケジュールをたて、来年度中には審議会にお伺いすることになるかと思っています。

(会長)

デジタルマップに落とすという話しになってくるでしょうね。実際、動かす時には、要支援者、支援者の人数を把握する必要があり、福祉、消防、自治会などの連携が必要ですが、関係者が多いので大変な問題ですね。来年度の秋以降になれば設計ができてくることになるのでしょうか。

(委員)

個人情報について、民生委員や消防団員には守秘義務があるが、単なる自治会の役員の方などは日常つい口を滑らすこともあるだろうし不安を感じます。

(会長)

国の指針に基づいて来年度名簿を作成するということですが、できあがった名簿を地図に落とさないと活用できませんのでよろしくお願いします。ありがとうございました。

次に報告事項（２）の消費税アップに伴う弱者対策について、説明をお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

認知症で要介護4や5の人に申請手続きができますか。

(担当課)

家族がやることになると思います。府全域で約36,000人が対象者と言われています。亀岡市の対象者数は、障害者は145名。高齢者の方は担当課が来ておりませんので今すぐにはわかりません。商品券が扱える店舗については今のところ未定です。

(会長)

ありがとうございました。次に高齢者アンケートについて、説明をお願いします。

(事務局)

本日、担当課は所要で出席しておりませんので事務局から説明させていただきます。

京都府が実施する介護保険サービス利用者アンケート調査について、これは過去8回実施しており、これまでも対象者名簿を市から府へ提供しています。今年度についても1月末提出期限で提供依頼があり、情報提供しましたので、この場をお借りしてご報告させていただきます。

(会長)

次に報告事項(3)と(4)。住基ネットのセキュリティ対策についてと事前登録型本人通知制度の運用状況について説明をお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

セキュリティ操作者は何人ですか。

(担当課)

セキュリティ操作者は、市民課に7名、システム管理する総務課に4名おります。

(会長)

事前登録型本人通知制度について、もう一度説明をお願いします。

(担当課)

この制度は、住民票の写し等の不正請求を防ぐため、事前に登録された方に通知する制度です。府下では北部はすべて実施しており、南部も検討に入っています。

(会長)

ありがとうございました。その他、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

防犯カメラの設置については、平成24年度から25年度にかけてご審議をいただき、平成25年10月1日から運用を開始しています。所管は安全安心まちづくり課です。今年度9月に都市公園4か所に設置し、さらに3月に亀岡駅南口に1か所設置を予定しています。目的は自転車の窃盗被害抑止ですが、今年度は器物損壊被害が多発している都市公園に設置しました。設置効果としては、カメラを設置した4駅前では自転車盗被害は約1割減少しました。器物損壊はカメラ設置後ゼロになりました。画像提供は、刑事訴訟法に基づき8件の提供実績がありますが、直接カメラ画像により犯人逮捕に至ったという実績はございません。昨年11月に実施したアンケート調査でカメラ設置を望む声が90%あったことから、26年度も引き続き設置を進めていく予定です。

続きまして、市民情報コーナーの運用状況について、今年度の情報開示請求は101件。保有個人情報開示請求は8件。建設関係の工事設計図の開示請求が大多数を占めている状況です。

(会長)

防犯カメラは、京都市では町内会で設置する時に補助金を出しており、通りに面しているところにどんどんつけています。かなりカメラの性能も良くなっています。個人でつけているところはかなりあるでしょう。

(事務局)

予定していた協議事項、報告事項は以上ですが、最初に会長からもお話がありましたように、国で番号法が昨年5月に成立しています。法に基づき27年10月に国民全員に12ケタの番号が郵送で送られる予定です。全員に番号がふられることとなります。国民の利便性向上、行政の合理化のための制度で、

主には社会保障の関係や税金の関係、防災関係の事務で、個人を特定する必要がある事務に、法律に基づいて番号を用いていくことになります。市の事務にこの番号を使うと法律で明記されている事務は30前後あります。市の行う事務に番号を使う場合には、セキュリティ、プライバシー対策について評価をし、公表することが義務付けられています。それだけでなく、この評価を第三者委員会でご審議いただくということも入っています。どういう形で実施していくか、府下の市町村のどこともまだ決めているところはないと思いますが、また、この審議会の方にお諮りをすることになるかと思しますので、その折にはどうぞよろしく願いいたします。

(会長)

条例を改正する必要はないのですか。

(事務局)

法律で定められたことですので、基本的には条例改正の必要はないと思いますが、一部、番号法との整合を図るような改正は必要になると思われます。

個人番号カードというICカードができますので、これをどう使うか、市で条例を作れば可能になります。

(委員)

国民に利益になることはあるのでしょうか。還付などが手続きなしでできるようになるとか。

(事務局)

いずれそうなるようですが、まだわかりません。

(会長)

それでは、他になければ、以上で議事は終わります。

(事務局)

委員の皆様には長時間にわたりまして慎重なご審議を賜りありがとうございました。閉会にあたりまして副会長からご挨拶を賜りたいと思います。

(副会長)

長時間ご審議いただきありがとうございました。いろいろな意見交換がありましたが、災害時の要支援者の避難について、担当課で何もかも網羅した台帳

を作り上げてくれることと思いますが、問題はどうか活用できるか、誰がどういう形で支援できるか、それが大事です。活用の段取りがきちっとできることが大事だと思います。皆様のご協力をお願いします。

インフルエンザが流行っているのでお気をつけいただきますようお願いしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして審議会を閉会させていただきます。皆様ありがとうございました。

(終了)